

アスベスト問題への当面の対応(9月29日再改訂案)(概要)

被害の拡大防止

- 建築物等の解体時の飛散予防措置
- 製造・新規使用等の早期の全面禁止 等

国民の不安への対応

- 健康被害の状況の国民への情報提供
- 健康相談窓口の開設 等

過去の被害への対応

- 労災補償制度等の周知
- 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民の被害への対応
 - ・救済のための新たな法的措置を講ずる
 - ①石綿を原因とする中皮腫及び肺がんに罹患した者及びその遺族について、医療費、遺族一時金を支給
 - ②労災補償を受けずに死亡した労働者について、労災補償に準じた措置
 - ・次期通常国会への法案提出に向けて、給付水準、費用負担等の具体的内容について引き続き検討する

過去の対応の検証

- 政府の過去の対応について検証を行い、とりまとめ公表
- 国際条約による規制の動向等について情報交換を行う「有害化学物質に関する関係省庁連絡会議」(仮称)の早期設置

実態把握の強化

- 建築物の吹付けアスベストの使用実態調査 等

- ・各府省の緊密な連携
- ・スピード感を持った対策
- ・国民への情報提供